○文部科学省告示第二十五号

平成三十一年度に開設しようとする大学の学部、短期大学の学科若しくは私立の大学の学部の学科の設置又は大学若しくは短期大学の収容定員増の認可の申請に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の特例を次のように定める。

平成三十年二月二十三日

文部科学大臣　林　芳正

平成三十一年度に開設しようとする大学の学部、短期大学の学科若しくは私立の大学の学部の学科（以下「学部等」という。）の設置又は大学若しくは短期大学の収容定員増の認可の申請に対する審査の基準については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ下欄に定める要件を満たすことを審査の基準とする。

一　平成三十一年度に開設しようとする学部等の設置の認可の申請の場合	東京都の特別区に所在する学部等の設置（次の各号に掲げる場合を除く。）でないこと。 一　学部等の設置に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合で

あって、平成二十九年九月三十日までにこれらに係る認可の申請についての意思の決定を証する書類を刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表している場合

二　夜間において授業を行う学部等又は通信による教育を行う学部等を設置する場合

三　二以上の校地において教育研究を行う学部等を設置する場合であって、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県以外の道府県において半数以上の授業科目を開設する学部等を設置する場合

四　学部等、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程（以下この号において「専門学校」という。）であって、東京都の特別区に所在するものの廃止、位置の変更その他の方法により東京都の特別区に所在する学部等若しくは高等専門学校の収容定員又は専門学校の生徒総定員（以下この号において「収容定員等」という。）を、当該課程に在学する学生又は生徒の卒業までの在学期間その他の事情を勘案して適当と認められる期間内に減少させる

	ことと併せて、当該減少させる収容定員等を超えない範囲内で設定する収容定員の学部等を設置する場合（当該収容定員等を減少させる課程と異なる修業年限の課程を設置する場合にあっては、当該収容定員等を減少させる課程の入学定員の減少分を超えない範囲内で設定する入学定員の学部等を設置する場合）
二　平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増の認可の申請の場合	東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の収容定員増（次の各号に掲げる場合を除く。）でないこと。 一　大学又は短期大学の収容定員増に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成二十九年九月三十日までに一の項下欄第一号に規定する書類を同号に規定する方法によって公表している場合 二　一の項の下欄第二号に規定する学部等の収容定員を増加させる場合 三　一の項の下欄第三号に規定する学部等について、同号に規定する道府県において半数以上の授業科目を開設するために収容定員

を増加させる場合

四　一の項の下欄第三号に規定する学部等について、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に所在する校地において開設する授業科目を履修する学生数を増加させることなく収容定員を増加させる場合

五　一の項の下欄第四号に規定する収容定員等の減少と併せて、当該減少させる収容定員等を超えない範囲内で収容定員を増加させる場合（当該収容定員等を減少させる課程と異なる修業年限の課程の収容定員を増加させる場合にあっては、当該収容定員等を減少させる課程の入学定員の減少分を超えない範囲内で入学定員を増加させる場合）

六　大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第三条第一項第一号に該当する場合

七　外国人留学生又は実務の経験を有する学生を増加させるために収容定員を増加させる場合

附　則

この告示は、公布の日から施行する。